

岡山労働局発表
令和2年3月31日

岡山労働局職業安定部職業対策課

担当：職業対策課長 丸山 隆二
職業対策課長補佐 杉田 美奈子
地方障害者雇用担当官 神宝 英雄
電話：086-801-5108

令和元年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 市町の機関に対する適正実施勧告の実施について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率（2.5%。都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては2.4%）以上の対象障害者の雇用に義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（法第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができます（法第39条第2項）。

岡山県内の市町の機関のうち下記の機関については、障害者採用計画を作成したにもかかわらず、当該採用計画を適正に実施していないと認められたことから、法第39条第2項の規定に基づき、新たに作成した令和2年1月を始期とする障害者採用計画を適正に実施し、障害者の採用を進めるよう、適正実施勧告を行いました。

記

津山市教育委員会

適正実施勧告を発出した機関の状況

法定雇用率 2.5%の機関

機関名	採用計画終期(令和元年12月31日)の雇用状況				採用計画の実施状況				
	① 算定基礎となる 職員	② うち障害のある 職員	③ 雇用率 (②/①)	④ 不足数	計画の内容		計画終期(令和元年12月31日)の結果		
					⑤ 算定基礎となる 職員の採用	⑥ うち障害のある 職員の採用	⑦ 算定基礎となる 職員の採用	⑧ うち障害のある 職員の採用	⑨ 計画実施率 (⑧/⑦)÷(⑥/⑤)
津山市教育委員会	160.5	3	1.87%	1	2	2	0	0	0%

市町の機関（法定雇用率2.5%の機関）に対する雇用率達成指導の流れ図

平成30年6月1日

法定雇用率未達成

平成31年1月1日

障害者採用計画の作成・実施
(1年間の計画)

令和元年12月31日

障害者採用計画の期間満了

令和2年3月

適正実施勧告

計画の終期において、
基準（※）に該当する場合

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

(参考)

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第175号）

附則

1 （略）

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは、「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは、「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。